

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）書道部門音響及び映像業務
仕様書

1 業務名

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）書道部門音響及び映像業務

2 業務内容

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）書道部門の開催にあたり、必要となる音響機器、映像機器の貸付（搬入搬出を含む）を行うとともに、機材設置および操作を行う。

- （1）交流会（7月28日 午前2時～午後4時、2Fサブアリーナで実施）の映像（定点と移動の2台のカメラで）を1Fメインアリーナステージ上のスクリーンに投影する。
- （2）（1）の業務を適切に行うための人員を配置すること。
- （3）リハーサル（7月24日 午後1時30分～午後3時30分）で実際に動作確認をすること。

3 業務場所

坂出市立体育館

〒762-0002 坂出市入船町2-1-59 TEL 0877-45-6670

4 借入物品搬入出日時

- （1）搬入日時 令和7年7月24日（木） 午前10時
 - （2）搬出日時 令和7年7月28日（月） 午後4時30分
- ※搬入及び搬出時間の詳細については、業者決定後に打合せを行う。

5 借入物品（音響及び映像機器）の仕様及び数量

液晶レーザープロジェクター	2台
150インチ自立式スクリーン	1台
ビデオカメラおよび三脚	2台
その他周辺機器一式	

6 業務実施期間中の保守管理について

- （1）本業務において貸付けた物品について、業務実施期間中に故障等のトラブルが発生した場合には、直ちに対応するものとする。
- （2）業務実施期間中は、午前9時から午後5時まで担当者に連絡を取れるようにするとともに、大会の運営に支障がある場合には代用機を用意するなど素早い対応が取れるよう準備するものとする。

7 その他

- （1）業務の実施に当っては、委託者と十分な打合せを行うとともに、連携を密にして進めるものとする。
- （2）機器間の相性問題等によるトラブルが起きないように、接続テスト等を十分に行う。
- （3）搬入及び搬出の際は、部門担当者及び実行委員会事務局担当者の指示に従うものとし、

会場床面等に傷をつけないよう十分配慮するものとする。

- (4) 機器配送、設置設定費用その他本業務に係る一切の費用は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議の上、決定するものとする。

8 損害賠償責任

- (1) 委託業務の処理に関し、受託者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受託者が損害賠償の責任を負うものとする。
- (2) 自然災害及び感染症の流行等により、大会中止または大会計画が変更となった場合は、委託者より業務の中止等を通知する。この場合において、受託者に生じた損害について、受託者は賠償の責を負わない。

9 守秘義務

- (1) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た委託者及び事業者等の秘密を保持しなければならない。

10 問い合わせ先

- (1) 契約手続きに関すること

第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局

(香川県教育委員会事務局全国高校総合文化祭推進室内)

〒760-8582 香川県高松市天神前 6 番 1 号 TEL 087-832-3725 FAX 087-831-1912

E-mail kagawa-soubunsai2025@pref.kagawa.lg.jp

- (2) 業務内容に関すること

第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会書道部門代表委員 山下俊文

(香川県立高松東高等学校内)

〒761-0322 香川県高松市前田東町 690-1

TEL 087-847-6221 FAX 087-847-6223